

## 第10章 健康危機管理対策の推進

### 第1節 健康危機管理体制の整備

#### 【対策のポイント】

- 健康危機発生時に迅速に対応できる体制の整備
- 健康危機が発生した場合、健康被害の拡大防止等の対策の速やかな実施

#### 【数値目標】

項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典
新興感染症・再興感染症 対応訓練開催回数	1回 (2017年度)	2回 (毎年度)	新型インフルエンザ対応 訓練に加え、一種感染症 に対応した訓練を実施	県健康福祉部 政策監・疾病 対策課調査

#### (1) 現状

- 1995年の地下鉄サリン事件をはじめ、和歌山市の毒物混入事件、米国における同時多発テロ、炭疽菌事件の発生など、不特定多数の人々の生命・健康を脅かす事態が次々と発生しています。
- また、テロリストによる生物化学兵器を用いた攻撃も懸念される状況にあります。
- 重症急性呼吸器症候群（SARS）のような新しい感染症、米国等他の先進国に比して依然として高い罹患率である結核<sup>1</sup>、国内に約200万人のキャリアがいるといわれているC型肝炎等、感染症による健康被害が危惧されています。
- 2009年4月末日には、豚由来の新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生が確認され全世界で大流行を引き起こしました。鳥インフルエンザも世界で発生が続いており、新たな新型インフルエンザの発生が懸念されています。
- 食を取り巻く環境においては、食中毒に加えて、残留農薬や遺伝子組換え食品など食品の安全性に対する不安が高まっています。

\* 健康危機管理：医薬品、毒物劇物、食中毒、感染症、その他何らかの原因により生じる県民の生命・健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等に関する業務

#### (2) 課題

- ペスト、エボラ出血熱等の一類感染症や強毒型の新型インフルエンザ（H5N1）等の感染症により重篤な患者が大量に発生した場合の医療体制の確保が課題です。
- 県民生活の安全・安心を確保するためには、県民の生命・健康を脅かす健康被害の発生を防止し、被害を拡大させない対応を迅速かつ的確に実施することが大切であり、地域において、保健所（健康福祉センター）、消防、警察などの行政機関や医療関係者等が緊密に連携し、最新の専門知識と技術によって対応することができる「健康危機管理」の体制構築が重要になっています。

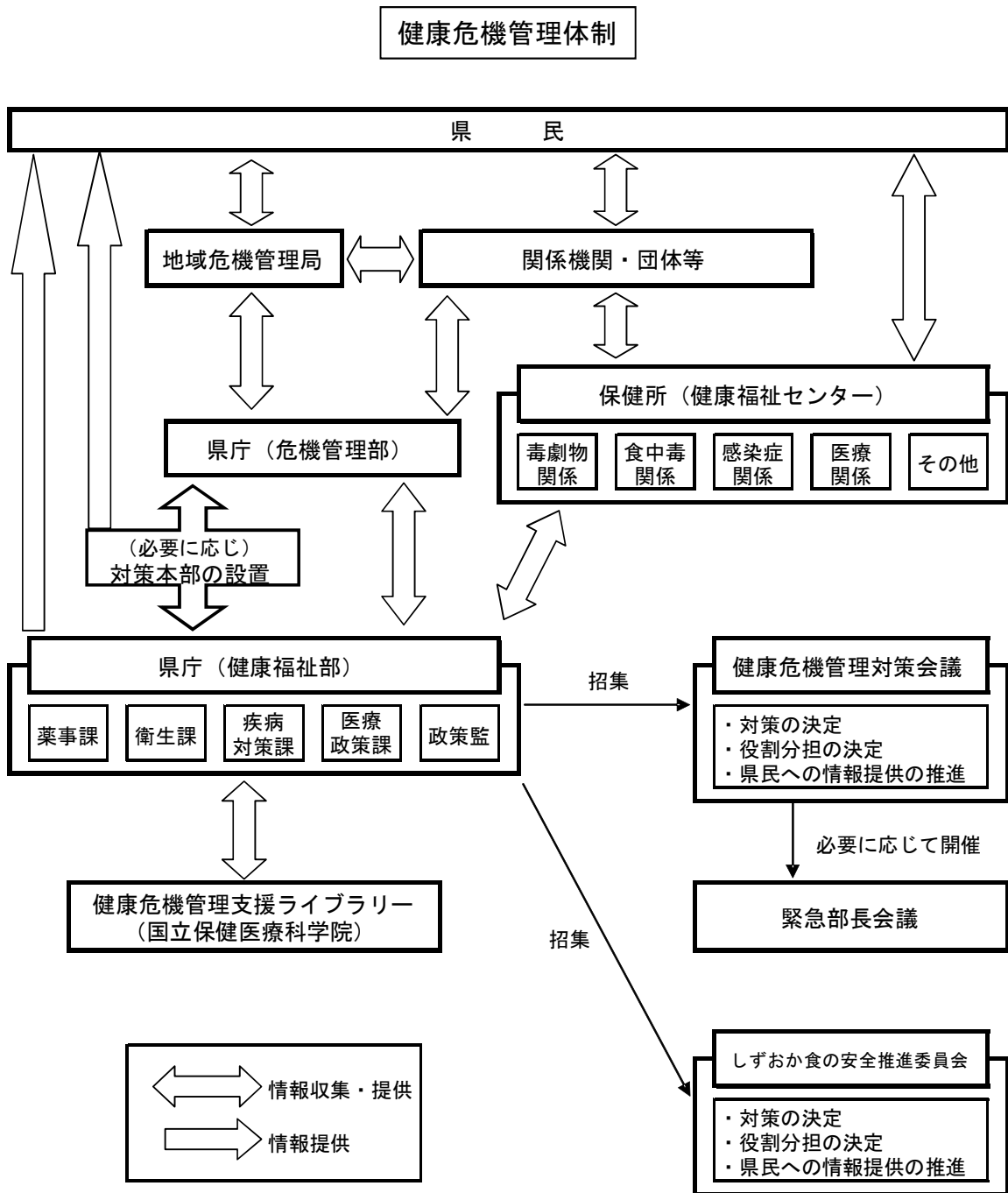
<sup>1</sup> 結核罹患率(人口10万対)：全国的に2020年までの低まん延国化(10以下)を目指している。2016年の人口10万対の結核罹患率は、全国13.9、本県11.5である。

### (3) 対策

---

- 県民の生命・健康を脅かす健康危機に迅速かつ的確に対応する健康危機管理の体制を整備し、取り組めます。
- 「“ふじのくに” 危機管理計画基本計画」に基づき、関係機関と緊密に連携し、健康危機の発生に備えるほか、発生時に迅速に対応できるように、体制の整備を行います。
- 地域において健康危機管理に係わる保健所（健康福祉センター）、市町、消防、警察、医療機関等の連携を一層強化し、連絡体制や対応体制等の確認を行うなど、平常時から健康危機発生に備えた準備を行います。
- 健康危機管理に携わる関係者が迅速かつ的確に対応できるように、実践的な対応マニュアルの作成等を行い、研修や想定訓練を実施して、その資質の向上を図ります。また、県民の生命、健康を脅かす健康危機管理に関し、早急な原因究明のための毒劇物迅速検査キットの配布等による初期対応体制等の体制整備に努めます。
- 健康危機管理支援ライブラリー（H・CRISIS、国立保健医療科学院）や保健所情報支援システム（全国保健所長会）をはじめとし、あらゆる機関や県民からの健康危機情報の収集に努めます。
- 健康危機が発生した場合は、健康危機管理対策会議（県健康福祉部所管）において決定した対策を関係機関と連携し、速やかに実施するほか、県民に対し適切な情報提供を行います。  
また、食品の安全確保については「しずおか食の安全推進委員会」を設置し、緊急的な食品に係る健康危機に対応することとしており、情報の共有化と対策の確認及びそれらの県民への適切な情報提供を行います。  
なお、大規模な事案などの場合については、知事を本部長とする対策本部を設置し、対策本部員会議や対策会議において適切な対応をとることとしています。
- 「静岡県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画」を必要に応じて見直し、的確な感染症対策を進めていきます。
- 感染症の発生、流行情報の収集・分析・公表を迅速に行うとともに、患者発生における迅速な防疫措置、感染源調査などにより感染症のまん延防止を図ります。
- 一類感染症や新たに重篤な感染症が発生した場合、また、大量にこれらの患者が発生した場合などの医療体制について、地域の実状に応じた検討を進めます。
- 国等との緊密な情報交換を実施し、新興・再興感染症等の発生の恐れがある場合の感染症発生動向の監視強化を図ります。

図表 10-1 健康危機管理体制



## 第2節 医薬品等安全対策の推進

### 1 医薬品等の品質確保と適正使用の推進

#### 【対策のポイント】

- 医薬品等の品質確保のための監視指導
- 毒物劇物営業者等における毒物劇物の適正な取扱いの徹底

#### 【数値目標】

項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典
薬事監視で発見した違反施設数	平均31施設 (2013～2016年度)	20施設以下 (2021年度)	医薬品等による健康被害を未然防止するため、現状値から毎年10%減少	県薬事課「薬事年度報告」
収去検査	34検体 (2016年度)	34検体 (毎年度)	医薬品等の品質を維持するため、現状値を継続	県薬事課「薬事年度報告」
医薬品類似食品の試買調査	21検体 (2016年度)	21検体 (毎年度)	健康被害を未然防止するため、現状値を継続	県薬事課「薬事年度報告」
毒物劇物監視で発見した違反施設数	平均14施設 (2012～2016年度)	14施設以下 (毎年度)	毒物劇物による危害を未然防止するため、現状値を継続	県薬事課「薬事年度報告」

### (1) 現状

#### ア 薬事関係許認可

- 医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品（本節において「医薬品等」とする。）の品質、有効性及び安全性を確保するために、医薬品医療機器等法（旧薬事法）により、個々の製品を市販する場合は厚生労働大臣等による製造販売承認が、業として製造販売、製造、修理、販売（貸与）をする場合は都道府県知事等による許可等が必要です。
- 県内の薬事関係許可届出施設は、18,956 施設（2016 年度末）あります。
- 本県内で製造される医薬品等の生産金額（2015 年）は、医薬品が全国第 5 位、医療機器が全国第 1 位であり、その合計金額において全国第 1 位です。また、本県の化粧品の生産金額（2016 年）も、全国第 1 位です。

図表 10-2 薬事関係許可届出施設数（2016 年度末）

区 分		施設数
製造販売・製造	医薬品等製造販売業	152
	医薬品等製造業、医療機器修理業	587
	薬局製造販売医薬品製造販売・製造業	262
販売・流通	薬局	1,817
	医薬品等販売業、医療機器貸与業	16,138

(注) 「医薬品等販売業」には配置従事者数を含む

図表 10-3 医薬品等生産金額 (2015 年) (単位：億円)

都道府県	医薬品＋医療機器		医薬品		医療機器	
	生産金額	順位	生産金額	順位	生産金額	順位
静岡県	8,250	1	4,551	5	3,700	1
富山県	7,363	2	7,325	1	37	40
埼玉県	7,200	3	6,041	2	1,159	4
東京都	6,690	4	5,554	3	1,136	5
大阪府	5,549	5	4,954	4	595	11

資料：薬事工業生産動態統計年報（厚生労働省）

図表 10-4 化粧品の生産金額 (2016 年) (単位：億円)

都道府県	静岡県	埼玉県	神奈川県	愛知県	大阪府
順位	1	2	3	4	5
生産金額	4,237	2,491	1,676	1,576	1,558

資料：生産動態統計年報 化学工業統計編（経済産業省）

## イ 毒物劇物による危害防止対策

- 毒物劇物は、毒性又は劇性が強いことから、保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物取締法により、その製造、販売、業務上の取扱等について厳しく規制されています。
- 県内の毒物劇物関係の登録届出施設は、2,211 施設（2016 年度末）あります。

図表 10-5 毒物劇物関係登録届出施設数 (2016 年度末)

区分	製造業	輸入業	販売業	業務上取扱施設 (要届出施設)	計
施設数	81	17	2,021	92	2,211

## (2) 課題

### ア 医薬品等の品質確保と適正使用の推進

- 不良医薬品等を排除し、高い品質の医薬品等の供給を通じて県民の健康の向上を図るため、監視指導を強化する必要があります。
- 販売・流通において不十分な医薬品等の管理を起因とした健康被害が発生しないように、管理徹底に努める必要があります。
- 医薬品的効能効果を標榜したり、医薬品成分を含有した医薬品類似食品により、県民が適正な医療を受ける機会を消失したり健康被害にあわないように、その発見に努める必要があります。
- 医薬品等の不適正使用による県民の健康被害を防止するため、医薬品等の正しい知識の普及、啓発に努める必要があります。

### イ 毒物劇物による危害防止対策

- 毒物劇物は、化学工業薬品、農薬、塗料など種々の分野において広く用いられ、現代社会にとって有用なものですが、不適正な取扱等により保健衛生上極めて重大な危害を及ぼすおそれがあります。
- 県内には大量の毒物劇物の取扱施設や保管施設があり、万一の事故発生の際には、大惨事に繋

がるおそれがあります。

- 毒物劇物に起因する中毒等の事故発生時には、被害の拡大防止のため速やかに適切な対応が図れるよう連絡体制を整備する必要があります。

### **(3) 対策**

---

#### **ア 医薬品等の品質確保と適正使用の推進**

- 医薬品等の製造販売業者及び製造業者に対して、高度で専門的な監視指導を薬事監視機動班を中心に実施し、品質管理及び製造管理等の徹底を図ります。
- 薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導により、流通及び販売段階における医薬品等の品質を確保するほか、消費者への医薬品等の情報提供の徹底を図ります。
- 県知事承認医薬品、県内製造医薬品等の収去検査を計画的に実施し、不良医薬品等の発生、流通を防止します。
- 医薬品類似食品の試買調査、広告監視等により、無承認・無許可医薬品等の流通、販売を防止します。
- 薬と健康の週間（毎年10月17日から23日の一週間）を中心に、関係団体と協力して県民への医薬品の適正使用等の普及啓発を図ります。
- 高齢者が必要とする医薬品の情報提供や服薬に関する相談に対応するため、関係団体の常設相談窓口を支援し、医薬品等の適正使用の推進を図ります。

#### **イ 毒物劇物による危害防止対策**

- 毒物劇物営業者、業務上取扱者へ立入検査を実施し、毒物劇物の保管取扱上の基準、譲渡手続等の指導の徹底を図るほか、講習会を開催し危害防止の徹底を図ります。
- 一定量以上の多量の毒物劇物の製造、保管又は取扱事業場に対しては、定期的に立入検査を実施し、適正な取扱いについて指導するほか、地震等災害時における応急計画の策定（見直し）についても指導します。
- 事故等が発生した場合は、「静岡県毒物劇物等対策マニュアル」及び「化学物質漏洩事故対応マニュアル」に沿って速やかに対応します。

## 2 麻薬・覚醒剤等に対する薬物乱用防止対策

### 【対策のポイント】

- 薬物乱用対策推進方針に基づき、青少年に重点を置いた大麻や危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策を実施
- 麻薬等取扱施設に対する立入検査の計画的な実施による適正管理の徹底

### 【数値目標】

項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典
薬物乱用防止に関する講習会未開催校数	15校 (2016年度)	0校 (2021年度)	全ての学校等で薬学講座等を開催	県薬事課調査
危険ドラッグ販売店舗数	0店 (2016年度)	0店 (毎年度)	危険ドラッグによる健康被害を未然防止するため、最終目標である現目標値を継続	県薬事課「薬事年度報告」
麻薬等監視で発見した違反施設数	平均13施設 (2012～2016年度)	10施設以下 (毎年度)	麻薬及び向精神薬の濫用による危害を未然防止するため、現目標値を継続	県薬事課「薬事年度報告」

### (1) 現状

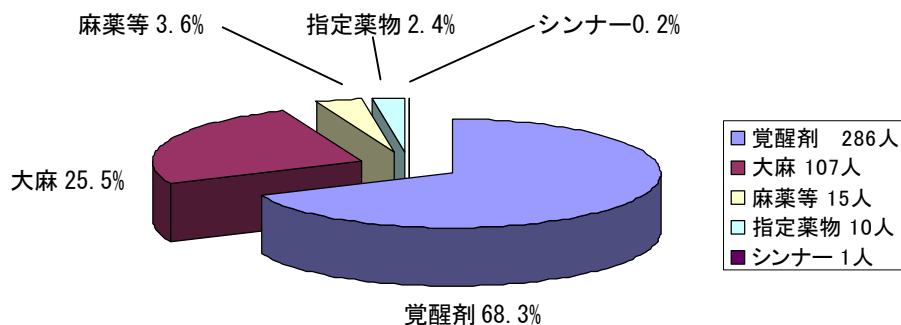
#### ア 県内の薬物乱用の状況

- 2016年の県内の覚醒剤事犯の検挙者数は286人で、前年より28人減少し、減少傾向にあるものの、依然として高水準で推移しており、また、薬物事犯全体の7割近くを占めています。
- 大麻事犯は大幅な増加傾向にあり、2016年における検挙者数は、前年より43人増加して107人となりました。
- 危険ドラッグが原因と思われる意識障害等で救急搬送された人数は、2012年の20人をピークに減少しており、2016年は1人でした。

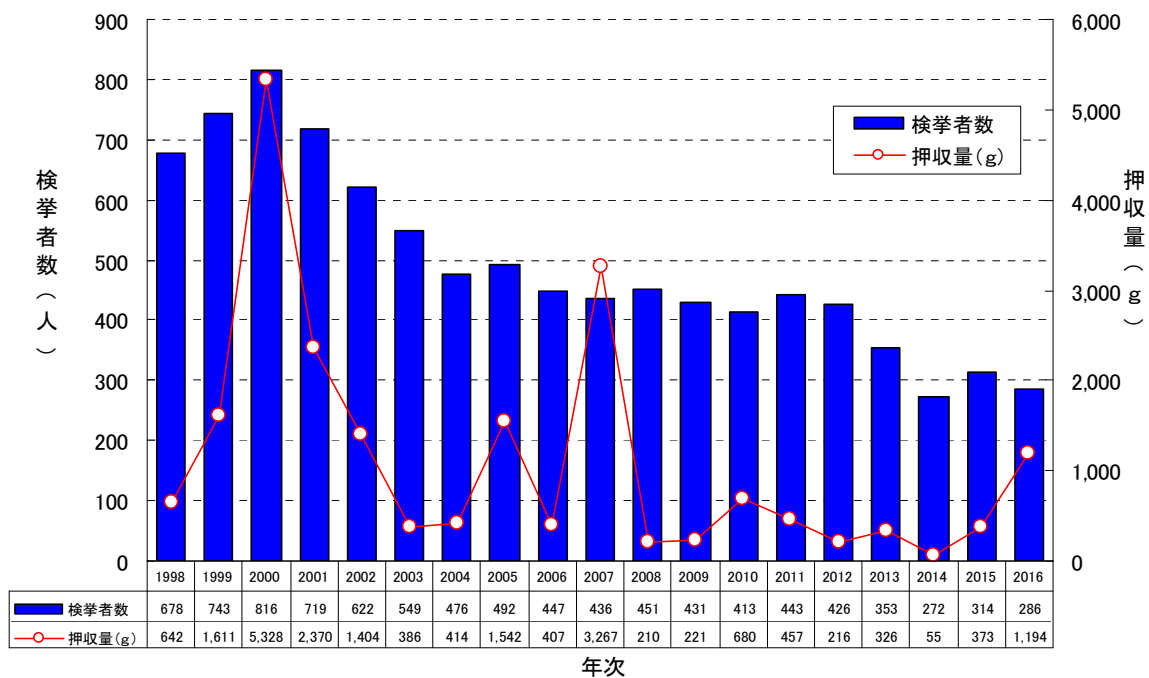
#### イ 麻薬等取扱施設に対する立入指導

- 麻薬、向精神薬等取扱施設における適正使用、適正管理を図るため、2016年度は全施設数の23.4%にあたる4,068施設に立入検査を実施しました。

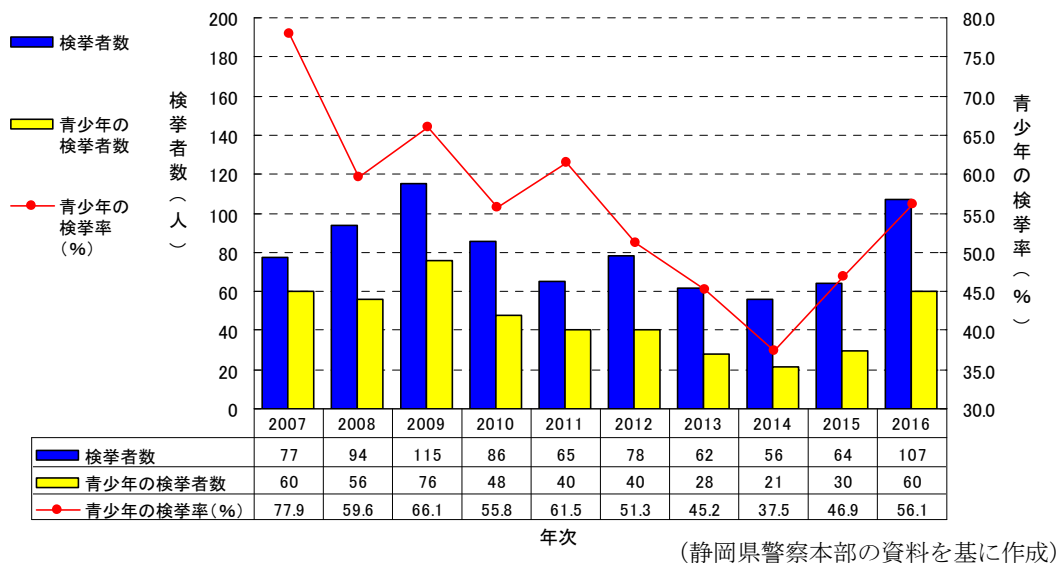
図表 10-6 2016年の薬物事犯別検挙者の割合（静岡県）



図表 10-7 覚醒剤事犯の推移（静岡県）



図表 10-8 大麻事犯による検挙者数（静岡県）



（静岡県警察本部の資料を基に作成）

## （2）課題

### ア 若者における意識、社会環境の変化

- 若者の規範意識の低下や薬物に対する抵抗感、警戒感の希薄化が進んでいます。
- インターネットや携帯電話の普及など、若者が薬物を入手しやすい環境が形成されています。

### イ 青少年層への大麻の乱用の拡大

- 2016年における大麻事犯の検挙者は、10代、20代の青少年が全体の5割を超えており、青少年への大麻汚染の蔓延が懸念されています。

### ウ 危険ドラッグの販売手法の巧妙化、潜在化

- 危険ドラッグの販売店舗は全滅したものの、販売方法がインターネット販売やデリバリー販売に移行し、巧妙化、潜在化しています。



## エ 麻薬等取扱施設に対する指導

- 麻薬や向精神薬等の不正流出、不正使用等の防止のため、麻薬、向精神薬等取扱施設に対する立入検査を行う必要があります。

### (3) 対策

---

- 静岡県薬物乱用対策推進本部の下で策定した薬物乱用対策推進方針に基づき、関係機関と連携を図り、効果的な啓発活動を行います。
- 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、知事指定薬物の指定を迅速に行うなど、危険ドラッグの取締強化を図ります。

## ア 青少年、一般県民への啓発

- 小学生・中学生・高校生を対象とした「薬学講座」や、大学生・専修学校生を対象とした「薬物乱用防止講習会」を実施し、大麻等の正しい知識の普及を図ります。
- 中学生・高校生を対象とした「薬物乱用防止ポスター・標語コンテスト」を実施し、大麻等の薬物乱用防止意識の高揚を図ります。
- 静岡県薬物乱用防止県民大会を開催し、広く一般県民に薬物乱用防止を訴えます。
- 国際麻薬乱用撲滅デー（毎年6月26日）を中心とした「「ダメ。ゼッタイ。」普及運動」や麻薬・覚醒剤乱用防止運動（10月～11月）に合わせて実施する街頭キャンペーン等により、薬物乱用防止意識の高揚を図ります。
- 薬物乱用防止指導員協議会を中心として、地域に根ざした薬物乱用防止活動を推進します。

## イ 関係団体との連携

- 不動産業界団体や運輸業界団体と連携して、「店を貸さない」、「危険ドラッグを運ばない」との協定を基に、官民一体となって危険ドラッグの撲滅を図ります。
- タクシー業界団体と連携して、危険ドラッグに関する不審情報の収集を強化します。
- 大手コンビニエンスストアと連携して、店頭での啓発活動を強化します。

## ウ 通報、相談対応

- 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、通報・相談窓口を設置し、大麻・危険ドラッグ等に関する県民からの通報、相談に対応します。
- 薬物乱用の予防及び再乱用防止の観点から、様々な機関で実施している薬物相談窓口の積極的な周知と相談体制の充実強化を図るほか、医療保護対策の充実を図ります。

## エ 立入指導

- 麻薬、向精神等取扱施設に対する立入検査や講習会等を開催し、保管管理、記録等の不備がないように徹底を図ります。
- 危険ドラッグに関するサイバーパトロールを実施し、販売実態の把握を図ります。
- 危険ドラッグの買上検査を実施し、違法薬物の流通を排除します。

### 第3節 食品の安全衛生の推進

#### 【対策のポイント】

- 県民への安全で安心できる食品の提供のため、食品衛生管理体制の充実
- 食に対する県民の信頼度を高めるため、食品の安全性に関する正しい知識の理解普及を推進

#### 【数値目標】

項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典
人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害者数	34.5 人 (2016 年度)	10 人以下 (2021 年度)	全国 10 位以内を目指す	厚生労働省 「食中毒統計」

#### (1) 現状

##### (食の安全の確保)

- 食品を原因とする健康被害者数は食中毒患者で占められており、これまでの取組みから細菌性食中毒は減少傾向にある一方、調理従事者等にノロウイルス食中毒予防対策の浸透に時間がかかっており、毎年度 100 人を超える大規模事案が発生しています。

#### (2) 課題

##### (食の安全の確保)

- 食中毒対策については調理段階における対策として、大中規模施設への衛生管理の強化が必要です。
- 安心な食生活の確保のため、食品の安全・安心に係る情報発信を充実・強化して、消費者の信頼を確保するための施策を推進する必要があります。

#### (3) 対策

##### (食の安全の確保)

- 食品を原因とする健康被害の発生を防止するため、食品衛生に係る監視指導、抜取り検査、検査結果に基づく改善指導を実施します。
- 食品製造施設への HACCP<sup>1</sup>による衛生管理の導入と自主管理体制の強化を推進します。
- 食に対する県民の信頼度を高めるため、県民に分かりやすい食の安全安心情報の提供、タウンミーティングの開催を通じて、食品の安全性に関する正しい知識の理解普及に取り組めます。
- 食品の適正表示を確保するため、食品表示の自主管理の推進と食品表示に係る監視指導や抜取り検査を実施します。

<sup>1</sup> HACCP：安全な食品をつくるための新しい高度な衛生管理手法のこと。食品の製造加工工程において発生する可能性のある危害をあらかじめ分析し(Hazard Analysis)、この結果を基に衛生管理をするとともに、その中で特に重点的に監視する必要がある重要管理点(Critical Control Point)を定め、その工程を連続的に管理することにより製品の安全性を確保する方法。

## 第4節 生活衛生対策の推進

### 1 生活衛生

#### 【対策のポイント】

- 旅館業等の衛生水準の向上
- 営業施設における新型インフルエンザ等対策への対応

#### 【数値目標】

項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典
レジオネラ症患者の集団発生(2名以上)の原因となった入浴施設数	0施設 (2016年度)	0施設 (毎年度)	入浴施設におけるレジオネラ症患者の集団発生ゼロを維持	・旅館業法施行条例衛生措置基準 ・公衆浴場法施行条例衛生措置基準
生活衛生関係営業施設の監視率	100% (2016年度)	100% (毎年度)	生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上	・生活衛生関係営業施設等の監視目標

#### (1) 現状

##### ア 生活衛生対策

- 県民の生活に身近な旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所における衛生水準の維持向上と利用者の安全を図るため、関係法令に基づき営業の許可・確認及び施設の監視指導等を行っています。

##### イ 本県の状況

- 保健所による地域の実情に応じた監視指導等の計画的な実施により、違反施設の改善及び営業者の衛生管理意識の向上を図っています。
- 指導センターによる生活衛生同業組合※に対する支援・指導を通じて、生活衛生営業の経営の適正化、健全化を図っています。

図表 10-9 生活衛生営業施設数と監視指導数 (2017年3月末現在)

施設数※1	保健所監視指導	センター指導※2
14,282	3,698	1,950

※1 旅館、興行場、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所

※2 公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）への委託による指導数

図表 10-10 生活衛生同業組合※の設立状況 (2016年12月末現在)

業種数	13	組合員数	11,322
-----	----	------	--------

※生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき営業者が組織する組合

## ウ 生活衛生関係営業を取り巻く状況

- レジオネラ属菌による健康被害の未然防止を目的として、旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の衛生措置基準に基づき、衛生管理の徹底を指導しています。患者の集団発生（2名以上）の原因となった入浴施設は、これまでに報告されていませんが、単発的には依然として健康被害の発生が続いています。
- 大規模な健康被害と社会的影響が懸念される新型インフルエンザ等について、適切な対策を講じることができるよう、2013年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されるとともに、国・県の行動計画が策定され、営業施設においても新型インフルエンザへの適切な対応が求められています。

### (2) 課題

---

- レジオネラ症防止対策については、健康被害の発生が続いていることから、旅館等の入浴施設における衛生水準の確保に引き続き取り組む必要があります。
- 新型インフルエンザ等対策については、特別措置法や行動計画に基づく対応が円滑に進められるように、情報の迅速、確実な提供を行うほか、興行場の施設の使用制限等を要請する場合もあるため、営業者の理解と協力が必要です。

### (3) 対策

---

- レジオネラ症防止対策については、旅館等の入浴施設への監視指導を着実に実施し、衛生管理の徹底を図っていくほか、環境衛生科学研究所と連携し、新たな消毒方法等についての検討を進めていきます。
- 新型インフルエンザ等対策については、指導センターを通じた生活衛生同業組合の連絡体制を強化し、営業施設におけるまん延防止体制の整備を図ります。

## 2 水道

### 【対策のポイント】

- 安心・安全な水道水の安定供給
- 生活に不可欠な水道基盤の機能の向上

### 【数値目標】

項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典
水道法水質基準不適合件数	3件 (2016年)	0件 (毎年度)	定期的な水質検査の実施 及び施設の適切な維持管 理・衛生対策の徹底	・静岡県水道施設等 立入検査実施要領 ・水道施設等立入検 査計画

### (1) 現状

#### ア 県内の水道普及率及び施設数

- 水道は、県民の日常生活や産業活動に不可欠な基盤施設です。県内の普及率は 2015 年度末で 99.0%となっており、全国平均の 97.9%を上回っています。
- 上水道 37 事業に対して、簡易水道 210 事業、飲料水供給施設 446 施設と小規模な水道事業が多数あります。

#### イ 化学物質による水道原水の汚染

- 各種化学物質が産業・農業等において多量に使用されてきた等により、水道の原水である地下水や河川水から化学物質等が検出される事例がみられます。

### (2) 課題

#### ア 水道事業の基盤強化、水道施設の老朽化等に伴う施設整備の必要性

- 水道施設の多くは昭和 30 年代半ばから整備されたため、すでに老朽化している施設も多く、更新等が必要となっています。
- 一方、人口減少による水道料金収入の減少、老朽化施設の更新費用の捻出、施設の適切な維持管理等への対応のため、各水道事業者の基盤を強化する必要があります。
- 予測される東海地震等の危機管理対策として、災害に強い水道施設の整備等が必要となっています。

#### イ 水道施設の適切な維持管理の必要性

- 安全で良質な水道水を供給するために、水道水源から給水栓に至るまでの総合的な水質管理が必要です。

### (3) 対策

#### ア 水道事業の統合等を伴う施設整備の支援

- 水道の広域化、小規模水道等の統合などを図り、効率的な運営や経営の合理化に向け、水道事業者を指導・支援します。
- 水道施設の「長期修繕・改良計画」と投資と財源の均衡確保を主な内容とする「経営戦略」の

策定を通して、老朽化施設の更新を進め、地震等の災害に強い水道施設の整備、管理体制の充実が図られるよう、市町に対して指導を行います。

#### **イ 水道事業者等に対する適正な維持管理、衛生対策に係る指導**

- 水道水質基準不適合施設については、水道事業者に対し、原因究明及び再発防止対策を徹底させるとともに、水道等の認可協議等を通じて、水道施設の計画的な整備を促すなど、水道事業者に対する指導を行うことにより、安全で安定した水道水の供給を図ります。
- 水道事業者に対し、計画的な水道水質の管理、水質検査結果の公表を行うよう指導し、水道に対する信頼性を確保します。また、水道法の対象外施設である、ビル等の貯水槽水道、飲用井戸等に対しても適正な維持管理指導や衛生対策指導を行います。